

【回数通行券】

Q	料金体系移行後も回数通行券は利用できるのか。
A ①	新料金体系への移行日（平成30年6月20日）からは、回数通行券が利用できなくなりました。また、新料金体系移行後は、回数通行券は発行しません。
Q	新料金体系の移行後に、回数通行券が残っていたら払い戻ししてもらえるのか。
A ②	未利用分については、能越自動車道管理事務所払戻し窓口でその枚数に応じ、平成30年6月20日から平成31年3月31日まで払戻しを行っています。 平成26年3月31日以前に購入された旧回数券も払戻ししております。
Q	現在持っている回数通行券に現金を上乗せして利用することはできるのか。 (普通回数通行券と現金150円をあわせて、350円として支払うなど)
A ③	能越自動車道については、回数通行券を廃止したため、回数通行券の利用はできません。 未利用の回数通行券をお持ちの場合は、お手数おかけしますが、所定の払戻し手続きをお願いします。
Q	新料金体系移行後は新しい回数通行券は発行されるのか。
A ④	新たな回数通行券の発行は予定していません。
Q	回数通行券の払戻しは銀行振込でしてもらえるのか。
A ⑤	現金による払戻しのみとさせていただきます。
Q	回数通行券の払戻し申請書はどこにあるのか。
A ⑥	申請書は富山県道路公社ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。また、能越自動車道管理事務所にも様式を用意しております。
Q	回数通行券の払戻し申請の受付場所ならびに受付時間を知りたい。
A ⑦	払戻し申請は、平成30年6月20日から平成31年3月31日まで能越自動車道管理事務所払戻し窓口において受付しています。受付時間は、月曜～金曜、日曜の9：00～17：00（祝日を含む）となっております。土曜と12/29～1/3は受付しておりませんのでご留意願います。 なお、郵送による申請は不可となっております。